

「補助対象施設の転用等の弾力化」に関するリーフレットの作成について

各府省において、現在、補助対象施設の転用手続きについて、弾力化が進められており、内閣府規制改革推進室では、地域活性化の推進の観点から、この制度改正の内容について、市町村をはじめとする関係者に広く知っていただくべく、リーフレットを作成しました。

1. 趣旨

急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化、市町村合併など社会情勢が大きく変化しつつある中、有効活用されずにいる施設等を本来の用途以外にも使えるようにすることは、地域の創意工夫や既存ストックの効率的な活用を促すこととなり、地域の活性化にとって重要な役割を果たすものと考えております。

現在、関係府省において、「10年経過した地方公共団体所有の補助対象財産については、原則、報告等で国の承認があったものとみなし、用途・譲渡先を問わず、国庫納付も求めない」ようにする、承認基準の弾力化措置が進められており、平成 20 年度内には各府省の承認基準が整備される予定です。

「補助対象財産の転用等の弾力化」については、規制改革会議において、これまで運用改善への働きかけを行うとともに、「規制改革推進のための第 3 次答申（平成 20 年 12 月 22 日規制改革会議）」において、各府省において十分な情報提供・周知が行われるよう働きかけを行ってきました。

こうした中で、規制改革会議の事務局である内閣府規制改革推進室においても、広く地方自治体をはじめとする皆様に制度改正の内容を知っていただきたく、このたび別紙の PR 用リーフレットを作成しました。

2. リーフレットの配布方法

このリーフレットは、機会を捉えて市町村等へ配布するなど、広く関係する皆様に情報提供を行う予定です。また、内閣府規制改革推進室のホームページにも掲載を予定しています。

(HP アドレス) <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/index.html>

お問い合わせ先：
内閣府規制改革推進室
担当者：岡村、小椋
電話：03-5501-2826、2830